

# 資金繰り相談1万3700件

## 中小企業 不渡り猶予でも不安

東日本大震災を受け、中小企業からの資金繰り相談が殺到している。中小企業庁によると、政府系金融機関や商工会議所

業の手形不渡りを特例で猶予。倒産は免れているが、先の見えない不安感が広がっている。「工場が津波で倒壊し

これらの多くは1995年の阪神大震災でも採用された。帝国データバンクによると、95年の倒産件数は全国で前年比8・0%増となったが、兵庫

### 被災した企業への主な資金繰り支援

◎銀行	手形取引の不渡り処分を猶予
◎中小企業庁 (信用保証協会)	無担保8000万円、最大で2億8000万円を100%保証。別枠で一般保証(80%保証で最大2億8000万円)も利用可能
◎日本政策金融公庫 ◎商工中金	融資額のうち1000万円分は3年間、基準貸出利率から0.9%引き下げ
◎金融庁	金融機関に、返済猶予やつなぎ資金の融資への努力を要請

「被災地の取引先から売掛金を回収できない」。中小企業との取引が多い日本政策金融公庫には相談が後を絶たない。商工中金にも「阪神大震災の比じゃない(融資担当者) 勢いで問い合わせが続いている。

だが96年には兵庫県の倒産は13・2%増となり、その後も増え続けた。復興のための建設需要で潤ったのは大手ゼネコンで、地場企業には仕事が回らなかったとされる。

被災地では当面「給支払いや運転資金が必要」(岩手銀行)。だが「被害が甚大すぎて何をしたらいいかわからない企業も多い(仙台銀行) 状況で、資金需要が本格化するのはいずれかだ。政府は被災企業への支援策を矢継ぎ早に打ち出している。中小企業庁は最大2億8千万円の融資保証を決定。日本政策金融公庫と商工中金も低利融資を始めた。原発事故を受け外国人の宿泊キャンセルが相次いだホテルなどにも対象を広げた。

手形取引は期日に支払いができない「不渡り」が2回連続と銀行取引停止となるが、各銀行は被災